

令和8年2月18日

## 職員の懲戒処分について

本市職員につきまして、2月18日付けにて地方公務員法第29条の規定により、下記の内容で処分をいたしましたので、犬山市職員の懲戒処分の公表基準により公表します。

### 記

- 1 被処分者 犬山市経営部  
主査補 32歳
- 2 処分内容 減給 10分の1（6箇月）

- 3 処分事案の概要・理由

被処分者は、令和7年12月にトレーニングジム内の共有の荷物置き場に置き忘れてあった、他人のワイヤレスイヤホン1点を自宅に持ち帰り、その後売却したものである。

これは、市民の犬山市職員に対する信用の失墜につながり、公務員としての自覚と責任に欠ける行為であるとともに、法令に違反した行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当することから、犬山市職員の懲戒に関する基準に基づき『減給』に処する。

- 4 処分年月日  
令和8年2月18日（水）

- 5 その他

懲戒処分に関連して管理監督責任者であった経営部長、所属課長、所属課長補佐の計3名に対し、同日付けで口頭厳重注意を行った。

**【市長コメント】**

このたびの不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を傷つけることになり、心からお詫び申し上げます。

今一度、職員一人ひとりが法令を遵守し、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

市政を預かる市長として、市民の皆様に重ねて心からお詫び申し上げます。

犬山市長 原 欣 伸